

第 58 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成 25 年 2 月 18 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 相 手 方 | | 権 利 の 内 容 | 放 棄 の 理 由 |
|-------|-----|------------------------------------|-----------|
| 住 所 | 氏 名 | | |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用18,900円に係る債権 | 回収不能のため |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用463,980円に係る債権 | 同 上 |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用330,350円に係る債権 | 同 上 |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用376,340円に係る債権 | 同 上 |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用116,520円に係る債権 | 同 上 |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用100,000円に係る債権 | 同 上 |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用63,030円に係る債権 | 同 上 |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,520円に係る債権 | 同 上 |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,300円に係る債権 | 同 上 |

| | | | | |
|--|--|------------------------------------|---|---|
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用12,600円に係る債権 | 同 | 上 |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,210円に係る債権 | 同 | 上 |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,920円に係る債権 | 同 | 上 |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用91,840円に係る債権 | 同 | 上 |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用133,240円に係る債権 | 同 | 上 |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,000円に係る債権 | 同 | 上 |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,980円に係る債権 | 同 | 上 |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,000円に係る債権 | 同 | 上 |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用57,760円に係る債権 | 同 | 上 |
| | | 徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用90,780円に係る債権 | 同 | 上 |

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。